

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函 館 市

被告 国 外1名

上申書

2015年（平成27年）9月29日

東京地方裁判所 民事第2部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 河合 弘之

ほか10名

原告が、現時点で考える本件訴訟の争点は、別紙争点項目表の通りである。

争点項目一覧表

第1 行訴 無効確認の訴えについて	
1	原告適格の有無
(1)	原告適格の判断に係る根拠法令
(2)	根拠法令の解釈(保護している権利利益の内容)
2	本件設置許可処分に重大な瑕疵があるか否か(原則として後記第3の3と同様)
(1)	耐震設計
(2)	耐津波設計
(3)	火山
(4)	フルMOXの危険性
(5)	使用済み燃料プール
(6)	電源
(7)	テロ対策
(8)	シビアアクシデント対策
(9)	立地審査指針(安全評価指針)の合理性
(10)	避難計画
3	本件設置許可処分の重大な瑕疵が明白であることを要するか
第2 行訴 差止めの訴えについて	
1	原告適格の有無
(1)	原告適格の判断に係る根拠法令
(2)	根拠法令の解釈(保護している権利利益の内容)
2	一定の処分がされる蓋然性があること
3	重大な損害を生ずるおそれの有無(原則として後記第3の3と同様)
(1)	耐震設計
(2)	耐津波設計
(3)	火山
(4)	フルMOXの危険性
(5)	使用済み燃料プール
(6)	電源
(7)	テロ対策
(8)	シビアアクシデント対策
(9)	立地審査指針(安全評価指針)の合理性
(10)	避難計画
4	補充性の有無(他に適当な方法があるか)
5	司法審査のあり方
(1)	原発事故による深刻な災害の具体的内容
(2)	原発に求められる安全性の程度(絶対的安全性に準ずる極めて高度な安全性が求められる)
(3)	専門技術的裁量の意義と裁量が認められる事項・範囲(極めて限定的に解すべき)
(4)	立証の負担をどのように分配するか(被告が裁量権の濫用・逸脱に当たらないことを立証すべき)
6	裁量権の逸脱・濫用の有無(原則として後記第3の3と同様)
7	地方公共団体の同意の要否
第3 民訴 差止めの訴えについて	
1	原発に求められる安全性の程度と、立証の負担の分配
(1)	原発事故による深刻な災害の具体的内容
(2)	原発に求められる安全性の程度(絶対的安全性に準ずる極めて高度な安全性が求められる)
(3)	立証の負担をどのように分配するか(被告が裁量権の濫用・逸脱に当たらないことを立証すべき)
2	被侵害利益の具体的内容
(1)	原告の公用財産の所有権
(2)	地方公共団体の存立維持権
3	司法審査のあり方
(1)	原発事故による深刻な災害の具体的内容
(2)	原発に求められる安全性の程度(絶対的安全性に準ずる極めて高度な安全性が求められる)
(3)	立証の負担をどのように分配するか(被告が裁量権の濫用・逸脱に当たらないことを立証すべき)
4	権利利益が侵害される具体的危険性
(1)	耐震設計
ア	過去10年間で、6回も基準地震動を超えた地震動が観測されていること
イ	応答スペクトルに基づく手法は、既往地震の平均像でなされていること
ウ	断層モデルを用いた方法は、平均的なパラメータでなされていること
エ	震源を特定せず策定する地震動は、過小であること
オ	新規制基準における地震動想定手法が、従前のままであること
(2)	耐津波設計
ア	恵山の山体崩壊による津波想定が過小であること
イ	日本海側の地震の連動による津波想定が過小であること
(3)	火山
ア	近隣の火山による火砕流噴火が本件原発敷地に到達する可能性があり、その場合には、原発の管理は不可能になること
イ	近隣の火山の爆発による山体崩壊により、大きな津波が本件原発を襲う可能性があること
ウ	火山爆発により、大量の火山灰が原発に降り注ぎ、原子炉の電気系統の異常や非常用電源の運転停止を招き、ひいては過酷事故に至る危険性があること
(4)	フルMOXの危険性
ア	MOX燃料はウラン燃料に比べて極めて毒性が強く、事故時には広範囲に重大な被害を及ぼすこと

	イ MOX燃料はウラン燃料に比べてコントロールが難しいこと
	ウ 実験炉も実証炉も存在しないフルMOXについて、いきなり商業炉を稼働しようとしていること
(5)	使用済み燃料プール
	ア 福島第一原発事故で明らかになった使用済み核燃料プールの危険性
	イ 使用済み核燃料プールの安全性を喪失させる事故とその原因等
	ウ 大間原子力発電所の使用済み核燃料プールの位置・構造に係る危険性
	エ MOXの使用済み燃料は崩壊熱が大きく、使用済み核燃料プールの危険性も高まること
(6)	電源
	ア 外部電源の安全性確保が不十分
	イ 全電源喪失時の代替電源が可搬型では、確実性に欠けること
	ウ 代替電源設備の容量が24時間では不足すること
	エ 必要と定めた所内常設直流電源設備(3系統目)の設置を5年間猶予したのは、安全性に欠けること
(7)	テロ対策
	ア 大間原発は津軽海峡に面しており、公海から至近距離にあり、テロの現実的な危険性があること
	イ テロ対策が、国際的水準に達していないこと
(8)	シビアアクシデント対策
	ア シビアアクシデントの起回事象の想定内容に問題があること
	イ シビアアクシデント対策の安全性評価の方法における放出放射能が過小であること
	ウ 大規模損壊に対しては、有効な対応策がないこと
	エ 重大事故等対処施設の耐震性能が不十分であること
	オ 共通要因故障は設計基準事故として考慮すべきこと
(9)	立地審査指針(安全評価指針)の合理性
	ア 立地審査指針が守られてないこと
	イ 安全評価指針における立地評価の改訂がなされていないこと
(10)	避難計画
	ア IAEAが要求する緊急時対応基準(第5層)が、規制要件になっていないこと
	イ 有効な避難計画が立てられないこと